

知財エコシステムの協創に向けた取組

産業構造審議会 第18回知的財産分科会

令和5年3月2日



アウトライン

1 知財エコシステムの協創 ・・・ P2

As is (これまで)

2 特許庁の強みを活かした 知財エコシステムへの貢献 ・・・ P6

3 協創に向けた最近の取組 ・・・ P17

To be (これから)

4 知財エコシステムの 今後の在り方 ・・・ P24

Action (移行戦略)

5 特許庁の今後の取組 ・・・ P32

1. 知財エコシステムの協創

特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ（MVV）

- 急速かつ大きく変化する社会情勢や知的財産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した知財行政を行っていくため、2021年6月にMVVを更新。
- MVVは、特許庁職員が同じ方向に向かって進む旗印であり、また、知財に関わる全ての人と目標を共有し、その実現に向けて協力していくためのもの。

ミッション（どのような社会を実現したいのか）

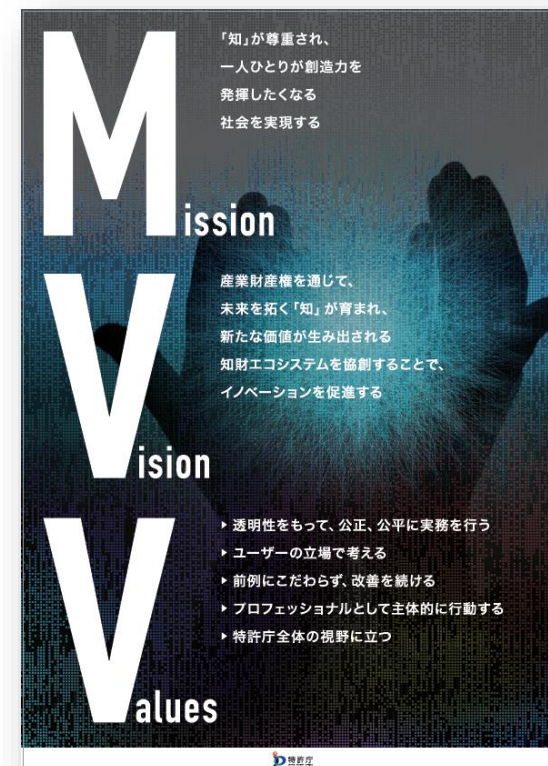
「知」が尊重され、
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現する

ビジョン（ミッションのために組織は何を成すのか）

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生み出される
知財エコシステムを協創することで、イノベーションを促進する

バリュー（ビジョンのために職員はどのような指針で行動・判断するのか）

- ▶ 透明性をもって、公正、公平に実務を行う
- ▶ ユーザーの立場で考える
- ▶ 前例にこだわらず、改善を続ける
- ▶ プロフェッショナルとして主体的に行動する
- ▶ 特許庁全体の視野に立つ



MVVポスター

イノベーション創出の現状

- イノベーションの創出類型が多様化する中、これらを推進する手段として**エコシステムの構築によるアプローチ**が欧米においても進展。

創出類型	特徴
発明牽引型	製品・サービスの新しい発明そのものに価値が高く、そのまま世に普及
普及・展開型	製品・サービスの改善の価値が高く、大量生産・大量消費で普及
21世紀型	製品・サービスがデジタル化され、世界中にスピーディーに展開

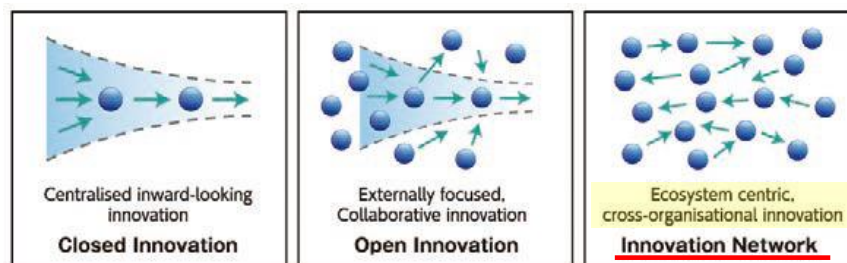


上記類型ごとの重要性は、業界特性や製品・サービスの特性等によって変化し、それぞれのメリット・デメリットを捉えた上で、複合的に活用されることが望ましい。

これら創出類型を実現・効率化する手法として、両利きの経営や、オープンイノベーション等が挙げられる。

(出典：「オープン・イノベーション白書第3版」に基づき、特許庁作成)

オープンイノベーション2.0 (欧州)



欧州では、企業、大学・研究機関、行政に加え、市民を巻き込んでイノベーションを連携・協創するという**ビジネス・エコシステムの形成を目指す動き**が2013年より発展。

(出典：「オープン・イノベーション白書第3版」に基づき、特許庁作成)

USPTO 2022-2026 戦略計画 (案)

Vidal USPTO長官：これまで以上に、イノベーション・マインドセットを育み、包摂的なイノベーション及び起業家精神、経済的豊かさ、米国の競争力、サプライチェーンのレジリエンシー、国家安全保障並びに世界的な問題の創造的な解決を促進する**知財エコシステムが必要**。

(出典：“Draft USPTO 2022-2026 Strategic plan”に基づき、特許庁作成)

知財エコシステムの協創

- ・ イノベーションを創出するエコシステム構築の重要性はより一層増しており、活発なイノベーションの創出には、企業、大学・研究機関、行政等の綿密な連携が不可欠。
- ・ イノベーション（新たな価値）の創出を促進する知財エコシステムの構築・協創にあたっては、エコシステムに属する各主体が、**それぞれの強みを持ち寄り・発揮することが重要**。

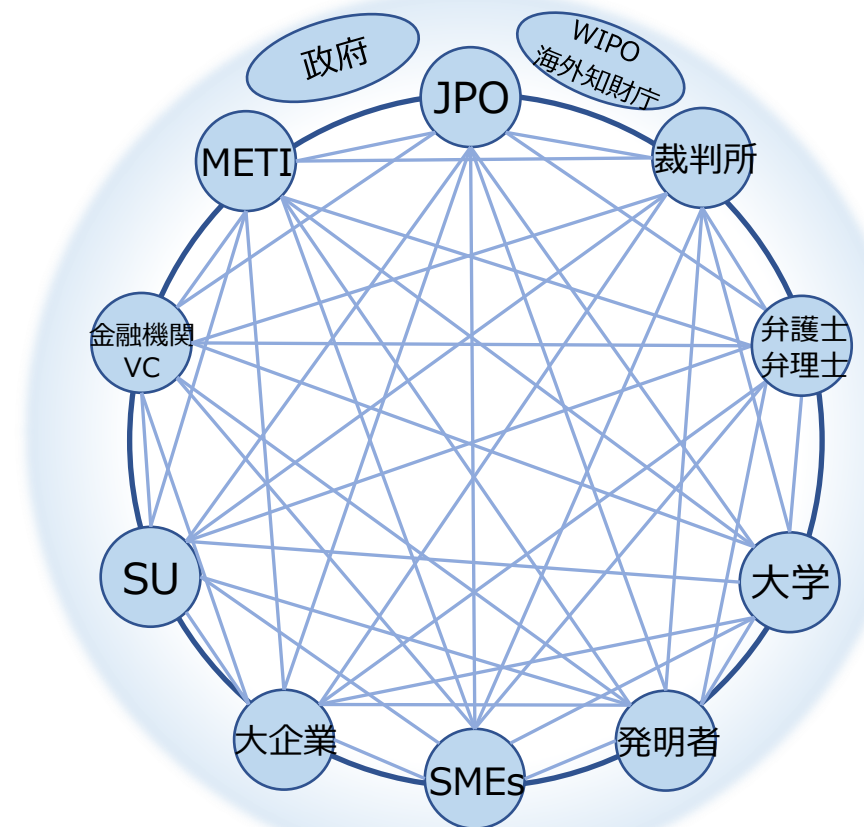
知財エコシステムとは

知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、**人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、**自律的に新たな関係が構築され、**新たな「知」が育まれ、新たな価値が生み出される**、いわば知的財産の生態系

(特許庁HP : https://www.jpo.go.jp/introduction/tokkyo_mv.html)

知財推進計画2022 II.4.今後の知財戦略の方向性

スタートアップ、個人、中小企業など幅広い主体がイノベーションに参画し、互いにオープンイノベーションを通じて連携しながら、ビジネスを拡大していくチャンスを掴むことができるような**知財エコシステム**を速やかに日本で構築することが、日本の知財戦略に求められる**最大の課題**である。



知財エコシステム概要

2. 特許庁の強みを活かした知財エコシステムへの貢献

特許庁の強みを活かした知財エコシステムへの貢献（概要）

- 知財エコシステムにおいて特許庁のみが提供し得る役割及び特許庁独自のリソースを強みとして、これらをユーザとともに深化・活用して、知財エコシステムに貢献。



世界最速・最高品質の審査

- 2023年度までに、知財エコシステムに不可欠な基盤である世界最速・最高品質の審査を実現する見込み。
- 事業戦略に応じた権利取得を支援

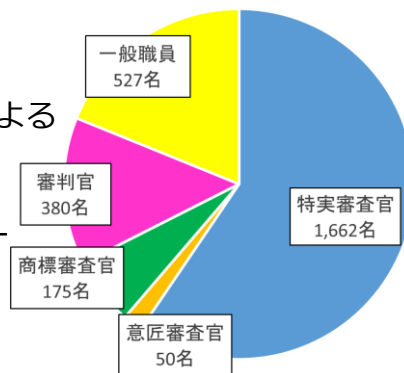
→ 8ページ



審査実務を担う専門人材

- 専門性に基づく適切な権利付与
- 審査実務の専門的知識を活用した技術動向調査等の情報発信
- 審査業務を熟知した職員主導の、ツールの内製（アジャイル開発）による業務の高度化・効率化

特許庁定員数（2022年度）



→ 10ページ

2022年版特許行政年次報告書に基づき特許庁作成



知財シンクタンクとしての貢献

- 先駆的な知財活用の事例集やライセンス交渉の手引きなど、中立的な知財シンクタンクとして客観的な情報発信

→ 11ページ



国内外の知財ネットワーク

- 国内外のネットワークによる情報収集・発信
- シンポジウムの開催など、ネットワーキングの場の提供

→ 12-14ページ



国際調和・国際協力

- 先進国間での制度・運用調和やIT化に向けた議論をリード
- 途上国・新興国への研修等の提供を通じて知財制度・運用を整備
- 海外における早期権利化を支援するPPHネットワークの形成

→ 15-16ページ

世界最速・最高品質の審査



- 国際的に信頼される質の高い審査をタイムリーに行うことで、日本の審査結果が海外でも通用し、海外において迅速かつ予見性をもって権利化を図れることで、**企業のグローバルな事業展開を支援**。
- 審査の早さについては、概ね**世界最速を実現しており**、審査の質についても**高い評価を得ている**。

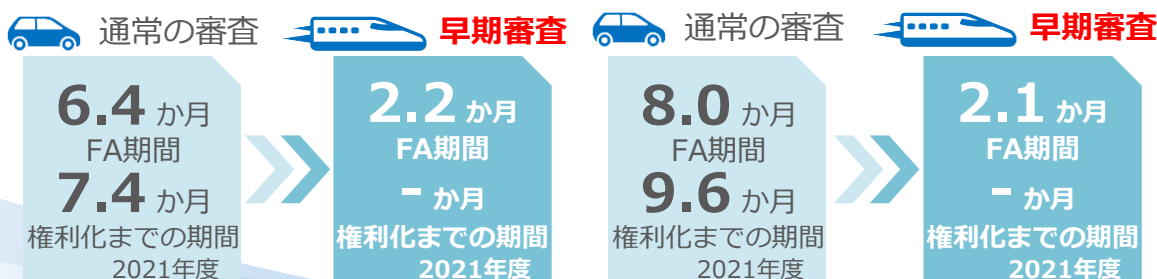
特許審査



	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
FA期間	16.9 か月	4.8 か月	12.5 か月	12.2 か月
権利化までの期間	23.3 か月	23.0 か月	18.5 か月	16.0 か月

EPO, CNIPA, KIPO : IP5 Statistics Report 2021,
USPTO : PERFORMANCE AND ACCOUNTABILITY REPORT FY2021

意匠審査

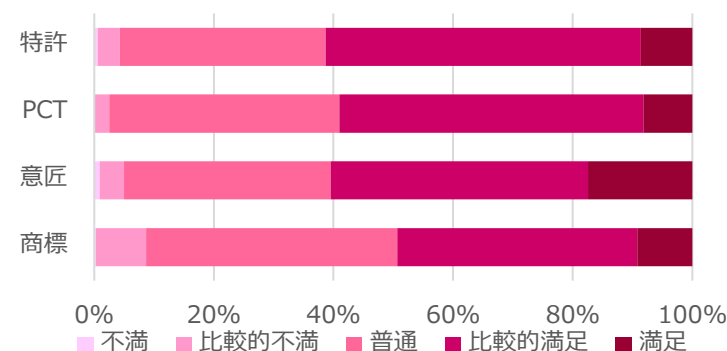


商標審査



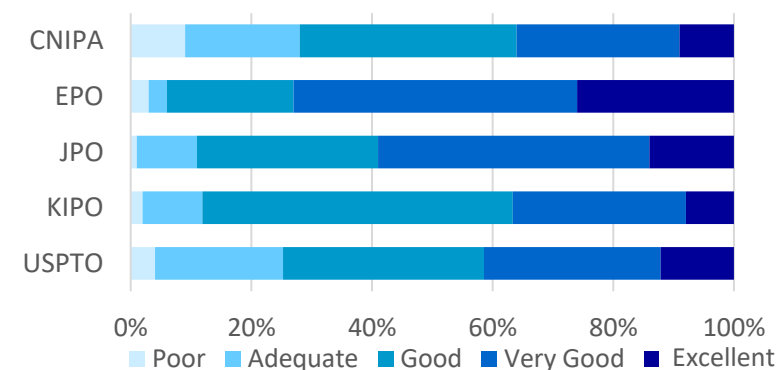
※特許・意匠・商標のFA期間・権利化までの期間はいずれも平均値。特許庁調べ。

審査全般の質に関するユーザ満足度 (2022)



特許庁調べ。

IAMによるIP 5 の特許の質の比較 (2021)



IAM Special Report Q4 2021, "IP5 Insights"に基づき、特許庁作成。

事業戦略に応じた権利取得を支援する審査



- 企業の事業戦略に応じた権利取得を支援するため、面接審査等により出願人とのコミュニケーションを充実し、事業戦略対応まとめ審査やスタートアップ対応面接活用早期審査等を提供。

事業戦略対応まとめ審査

- 事業戦略に関連する知的財産（特許・意匠・商標）を分野横断的に審査に着手し、必要なタイミングでの権利化を可能とすることにより、企業の事業展開を支援。
- 審査官が事業を十分に理解して審査を行うため、事業に役に立つ権利取得が可能。

出願 事業説明 審査

事業

企業

必要な知的財産の権利化

事業戦略 ↓ 出願の内容

特許庁



審査官が企業の事業戦略を理解
各分野の審査官による協議

特許

意匠

商標



スタートアップ対応 面接活用早期審査

- 権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、面接活用早期審査では、コミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供。

審査請求

早期審査の申請

面接

発明の技術やその意義、
事業戦略上の位置づけ
等

スタートアップ

一次審査

特許性に関するアドバイス、
特許庁のスタートアップ関連
施策や知財活用の実例の紹介
等

審査官

最終処分

審査実務を担う専門人材



- 審査実務を担う専門人材は、その専門的知識を、適切な権利付与の他、ユーザへの情報発信や業務の高度化・効率化においても発揮。

特許出願技術動向調査

- 注目度の高い技術テーマを選定し、当該**技術を担当する特許審査部において調査を実施**。
- 特許情報に基づき日本が優位にある分野や、今後の研究開発の方向性等について分析を行い、審査の基礎資料として用いるとともに、企業の研究開発戦略や知財戦略等を策定するための基礎資料として提供。

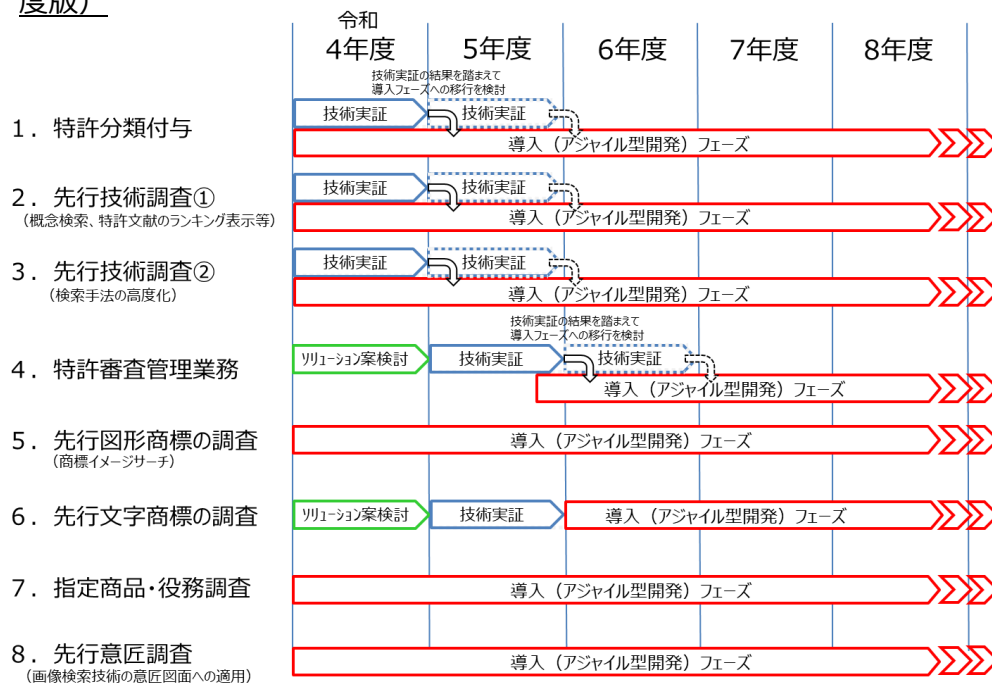
<2022年度の調査テーマ> ※本年4-5月頃に公表予定。

- LiDAR
- スマート物流
- ヒト幹細胞関連技術
- ミリ波帯のMIMO及びアンテナ技術
(5Gへの応用を含む分析)
- カーボンニュートラルに向けた水素・アンモニア技術
(製造から利用まで)

人工知能（AI）技術の活用に向けた検討

- AIの活用が期待される各業務に精通した特許庁職員が、AI活用に主体的に取り組み、アジャイル型開発を主導。

人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（令和4～8年度版）



(※) 各事業の取組は大まかな想定であり、開発の進捗状況や予算の状況、その他の諸情勢により、変更がありうる。

中立的な知財シンクタンク



- 事業戦略と知財戦略が一体化した知財経営の実践に向け、経営層や知財部担当者をターゲットとして、先駆的な取組を行う企業についての事例集や、IPランドスケープに関するセミナーを提供。

企業価値向上に資する 知的財産活用事例集



- 知財・無形資産を活用した経営戦略により企業価値向上に取り組んだ企業をとりまとめた事例集。
- 知財部門と経営層とのコミュニケーション、投資家などのステークホルダーに対する知財情報の開示の内容にフォーカス。

新事業創造に資する 知財戦略事例集



- 共創（Co-creation）による新事業創造と知財戦略の連携に関する事例集。
- 共創（Co-creation）による事業創造の全体像を俯瞰し、経営層・新事業開発・知財の各立場における「悩みや課題」にフォーカス。

IPランドスケープセミナー

- IPランドスケープを活用した知財経営の普及・定着に貢献することを目的として、IP ePlatにおいてセミナー動画を提供。

第1回IPランドスケープ セミナー



第2回IPランドスケープ セミナー



IPランドスケープの基礎





国内の知財ネットワーク

- INPITを始めとする関係機関との連携により、中小企業等における知財経営支援を実施。
- 全国の大学に出向する特許庁職員により、大学における知財活動を支援。

知財活用アクションプラン

● 中小企業・スタートアップ版 (中小企業庁・特許庁・INPIT 2021.12.27公表)

1. 知財経営支援の中核機関としてINPITの機能強化

- ①「加速的支援事業」(伴走型支援)の開始
- ②特許庁スタートアップ支援事業(IPAS)の移管
- ③知財総合支援窓口の機能強化(知財情報分析の活用促進)
- ④商店街のブランディングを支援する「地域ブランドデザイナー」の派遣開始
- ⑤中小企業関係支援機関との組織的連携の開始(MOU締結)

2. 中小企業庁と特許庁・INPITの連携強化

- ①中小企業支援における知財課題解決の抜本的強化(特許庁・INPITの支援策により全面的サポート)
- ②知財取引適正化の抜本的強化(下請かけこみ寺と知財総合支援窓口の連携開始)

● 大学版 (産業技術環境局・特許庁・INPIT 2021.12.10公表)

1. 特許庁・INPITの大学支援機能強化

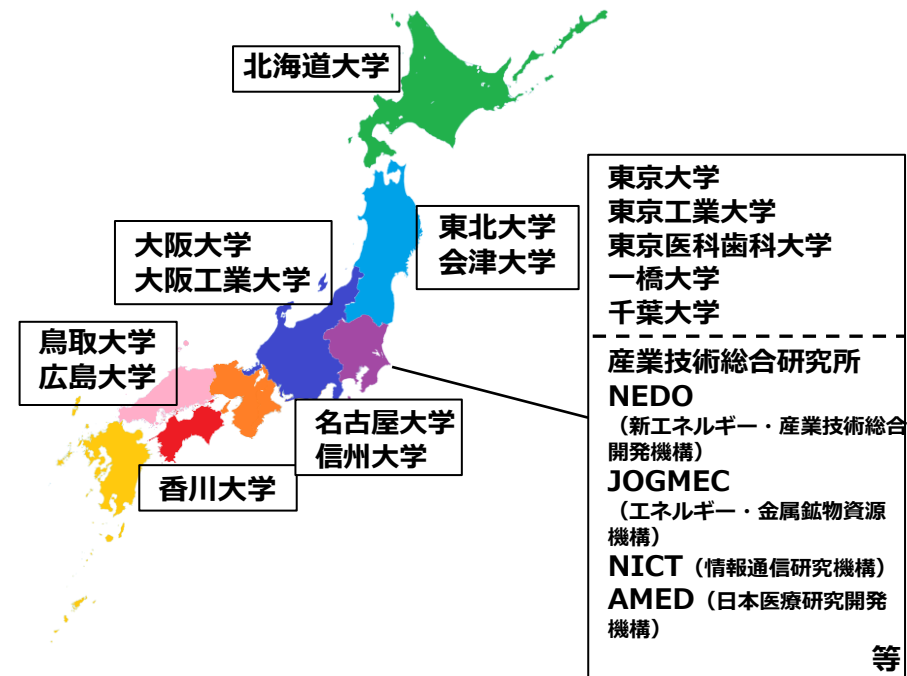
- ①INPIT「産学連携・スタートアップアドバイザー事業」(伴走型支援)の開始
- ②特許庁・INPITの知財専門家派遣事業の発展的統合(シーズ発掘から社会実装までのシームレスな支援実現)
- ③「日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業」の創設

2. 産業技術環境局と特許庁・INPITの連携強化

- ①若手研究者発掘支援事業、J-Innovation HUBにおける知財課題解決の抜本的強化(特許庁・INPITの支援策により全面的サポート)
- ②産学官連携の各種ガイドラインの知識向上(産学連携ガイドライン、モデル契約書の周知・理解促進)

大学等への出向者

- 大学等への出向者派遣により、出向先関係者の知財マインドの向上、産学連携機能の強化、現場ニーズの吸い上げ等を実施。



国内外の知財ネットワーク



- 国内外の知財関係者を登壇者とするシンポジウム等の開催により、最新の知財トピックスに関する知見と、参加者間のネットワーク構築の場を提供。
- 特許庁の知財専門家を世界各地に配置し、企業の海外展開を支援。

シンポジウム等の開催実績（2022）

グローバル知財戦略フォーラム（2月）

- グローバルな知財動向に関する講演に加え、ESG時代の企業価値向上における知財情報活用の現状と課題等についてパネルディスカッションを実施。

三極知財・環境問題シンポジウム（3月）

- カーボンニュートラル社会の実現に向け、日米欧の産業界及び三極特許庁によるパネルディスカッションを実施。

標準必須特許に関する国際シンポジウム（5月）

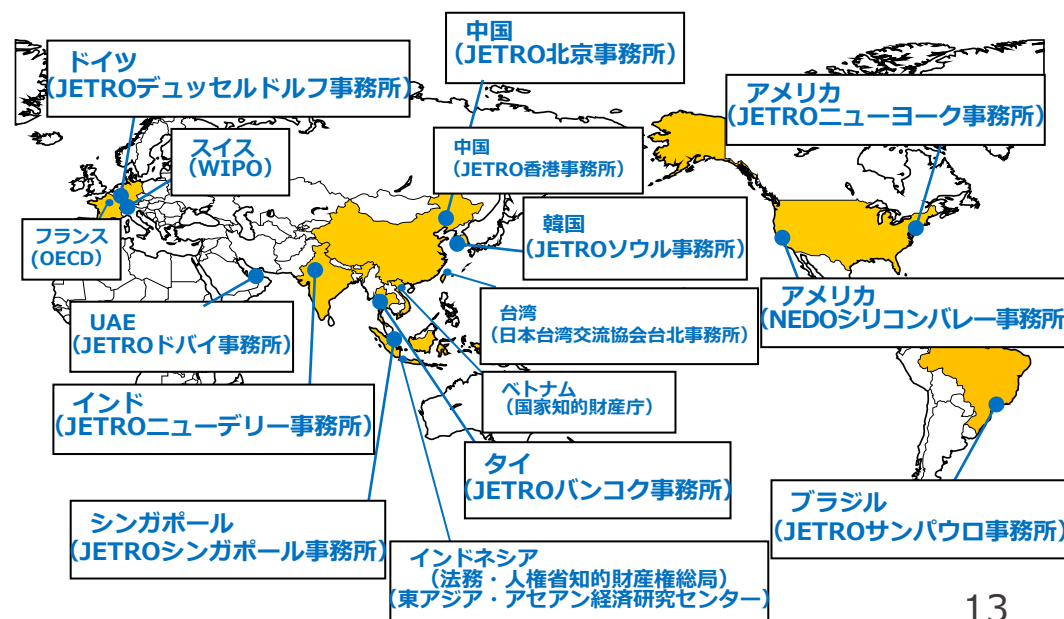
- SEPに関する各国の最新動向や、「SEPのライセンス交渉に関する手引き」の改訂に関連する論点についてパネルディスカッションを実施。

国際知財司法シンポジウム（10月）

- 最高裁判所、日本弁護士連合会等との共催により、米国・欧州から知財司法関係者を集めて、知財関係紛争や審判制度に関する講演・パネルディスカッションを実施。

特許庁の海外ネットワーク

- 海外駐在員による現地の知財動向の収集・発信に加え、現地の知財関係者や企業の駐在員とのネットワークの形成など、企業の海外展開を支援。



知財エコシステムへの包摂

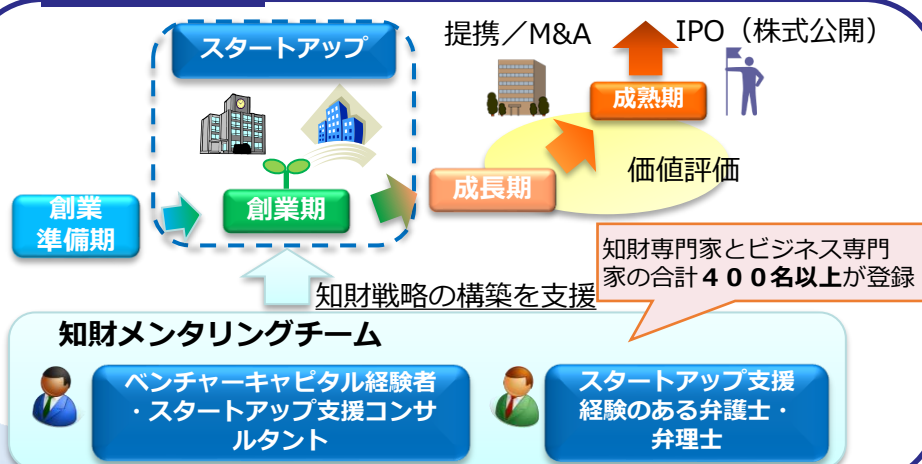


- 知財専門家等の派遣事業を通じて、中小企業やスタートアップを知財エコシステムに包摂し、事業戦略と一体化された知財戦略の定着を促進。

知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

- ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームが、適切なビジネスモデルの構築と、ビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援。
- プログラムを通じて得られたナレッジ集は、スタートアップコミュニティに還元。

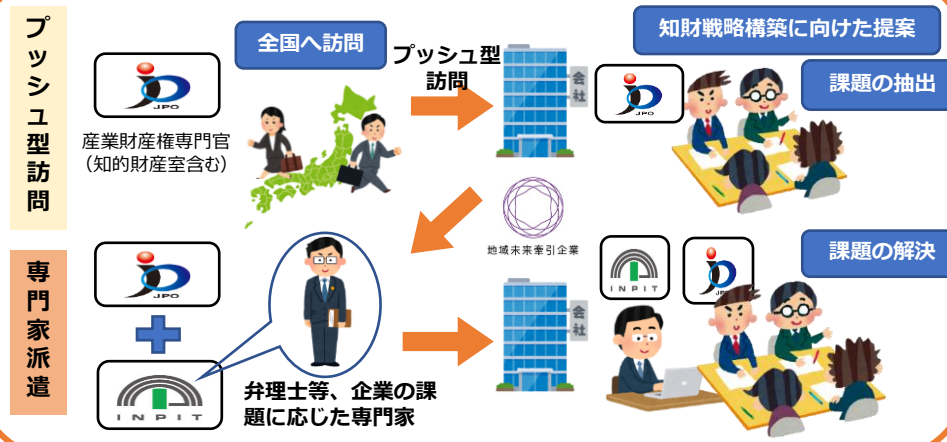
支援イメージ



中小企業に対するハンズオン支援

- 産業財産権専門官（特許庁職員）による、知財活用の意欲のある中小企業向けに、ハンズオン支援を実施。
- 知財戦略上の課題抽出や、知財戦略立案の支援に加え、知財戦略の実現に資する支援ツール・専門家を紹介。

ハンズオン支援のイメージ





国際的な制度・運用調和等への貢献

- 先進国間における制度・運用調和やIT化の議論を通じて、国際的なワークシェアリングを推進するとともに、審査プロセスの質の向上や、各国への出願コストが低減する環境を整備。
- 各種研修の提供を通じて、新興国・途上国における知財インフラの整備に貢献。

三極特許庁や五庁の枠組を通じた成果の例

OPD（ワンポータル・ドシエ）

- 関連出願の各庁における審査経過情報を一括して表示するOPDは、**2008年にJPOが主導して五庁に提案**。当初は審査官にのみ提供していたが、**後にユーザにも提供**。また、WIPOのドシエ情報共有システム（WIPO-CASE）との連携により、**情報共有ネットワークは五庁の枠を超えて拡大**。

CAF（共通出願様式）

- 三極ユーザ団体の要望を受けて、三極特許庁で共通の出願様式（明細書等における記載項目及びその順序）の検討がされ、2009年よりCAFに則った出願の受付を開始。現在、韓国、中国への出願においてもCAFが採用されており、**ユーザの手続負担の軽減を実現**。

運用調和に向けた審査実務に関する研究

- 三極特許庁は、2007～2009年にかけて、記載要件、新規性、進歩性について審査基準の比較研究や事例研究を実施・公表。
- 五庁PHEP（特許調和専門家パネル）は、発明の単一性、先行技術の引用、記載要件の3つのプロジェクトに取り組み、2019年に完了。
- **相互理解の深化による審査におけるワークロード低減に加え、ユーザの予見性の向上に寄与**。

新興国・途上国に対する支援の例

知財人材の育成

- 研修の提供による知財人材育成を通じて、知財制度及びその運用の確立・強化を支援。
- 2022年3月までに、**100ヶ国5地域、7,377名の研修生が研修を修了**。

専門家派遣

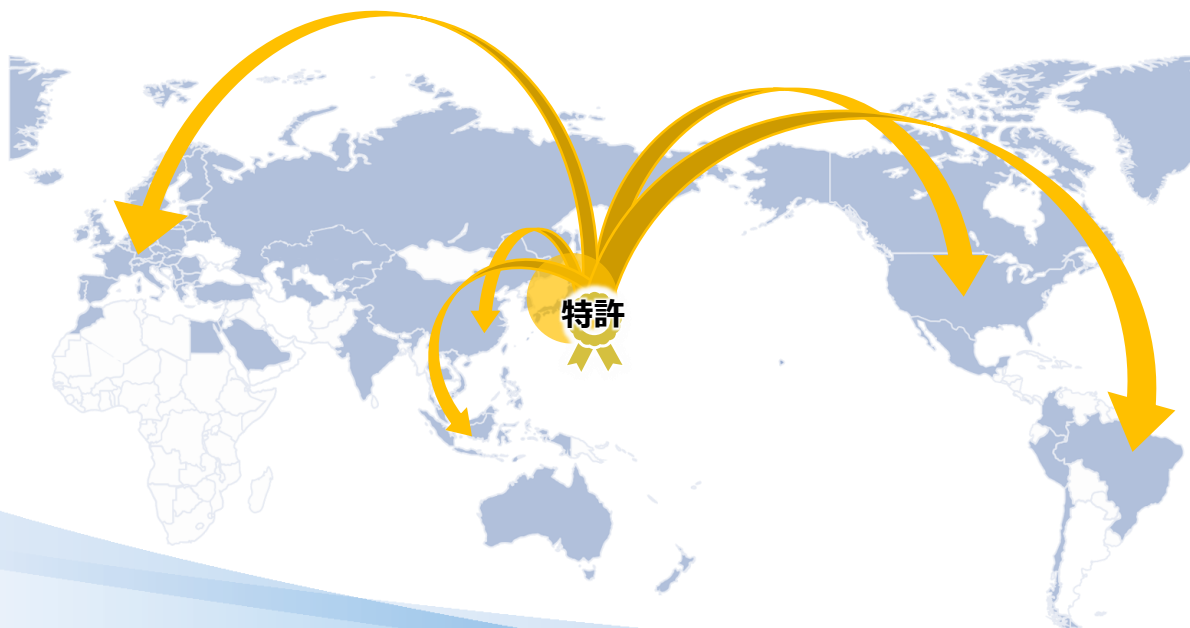
- WIPOに設置した信託基金“Funds-in-Trust Japan IP Global”に基づく取組として、知財制度及び運用整備のため、特許庁職員等を各国特許庁に派遣。
- 2022年3月までに、400名以上の専門家を途上国に派遣。
- JICAの事業と連携して、特許庁職員を長期専門家としてベトナム及びインドネシアに派遣し、特許審査の運用向上等に向けた支援を実施中。



国際的な制度・運用調和等への貢献（続き）

- 日本が提唱し、2006年に世界に先駆けて米国との間でPPH（特許審査ハイウェイ）が開始されて以降、PPHを実施する庁は54庁に拡大。
- 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオの迅速な構築が可能に。

- PPHの利用により、審査待ち期間の短縮と、特許率の向上を実現。
- 日本との間でPPHを実施する庁は**44庁**であり、**日本は世界最大のPPHネットワークを構築**。
- 2021年にフランスと世界で初めてPPHを開始。
- 日本は、世界で唯一ASEAN主要6ヶ国**全て**とPPHを実施。



PPHによる早期権利化の例

ブラジル

通常出願の平均最終処分期間

約**60**か月



PPH申請出願の
平均最終処分期間

約**8**か月

ベトナム

通常出願の平均最終処分期間

約**50**か月



PPH申請出願の
平均最終処分期間

約**9.5**か月

※期間のデータは、WIPO “World Intellectual Property Indicators 2022”,
ブラジル特許庁ダッシュボード, ジェトロシンガポール事務所・バンコク
事務所 知的財産部“ASEANの知財概況”を基に特許庁作成

3. 協創に向けた最近の取組

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI; Green Transformation Technologies Inventory)



- GXに関する技術を5つの技術区分と横断的な4つの視点により俯瞰できるようにした技術区分表（GXTI）を昨年6月に作成・公表。
- GXTIが、GX技術の特許情報に基づいて分析する際の**共通資産**となることを期待。

(例) 太陽光発電の制御・調整

[H01L(31/04+51/42)/ip+H02S/ip+H02J7/35/ip]*G05/ip

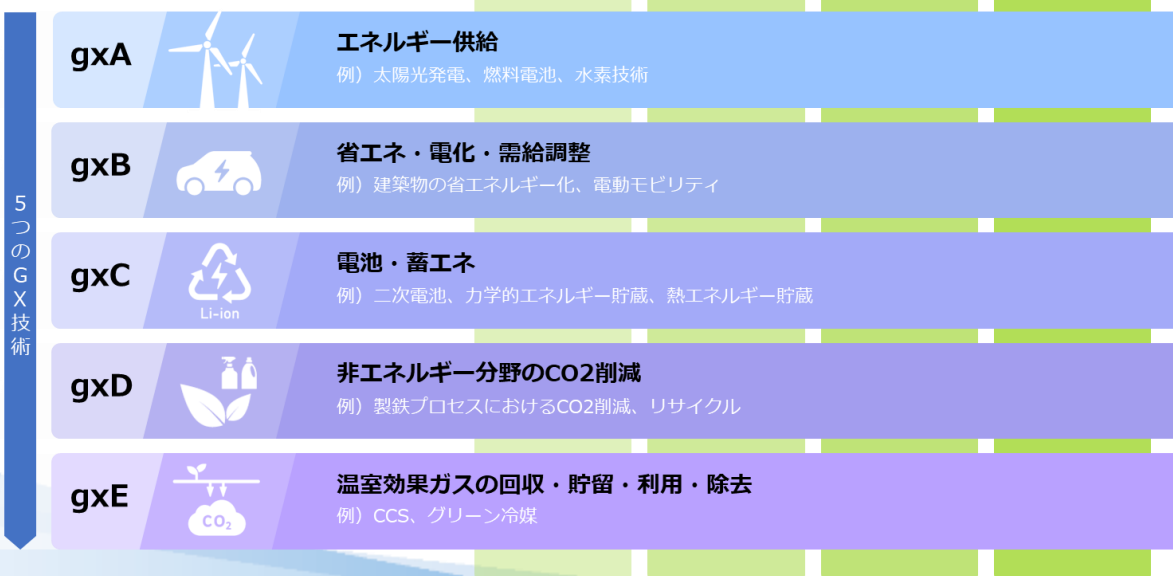
gxA01a (太陽光発電)

gxY01 (制御・調整)

検索式は審査官が作成

GXTI

Green Transformation Technologies
Inventory



- ◆ 企業においては、企業価値や社会的価値の向上を目的として、自社のGXに向けた取組の開示が進められている。
- ◆ コーポレートガバナンス・コードの改訂（2021年6月）により、企業等においては、気候変動に係るリスク及び収益機会が、自社の事業活動や収益等に与える影響についての開示が求められている。



- ◆ GXに関する技術情報の俯瞰や、各企業におけるGXに関する取組及び事業への気候変動の影響等を客観的に示す手法として、**特許情報の分析は有効な手法の一つ。**

GXTI・マクロ調査（中間結果）



- GXTIの技術区分単位で各国の特許出願動向を概括する調査を行い、日本が強みを有する分野等を見出す取組を実施中。本年5月頃に調査結果を公表予定。

GXTI・マクロ調査の中間結果概要

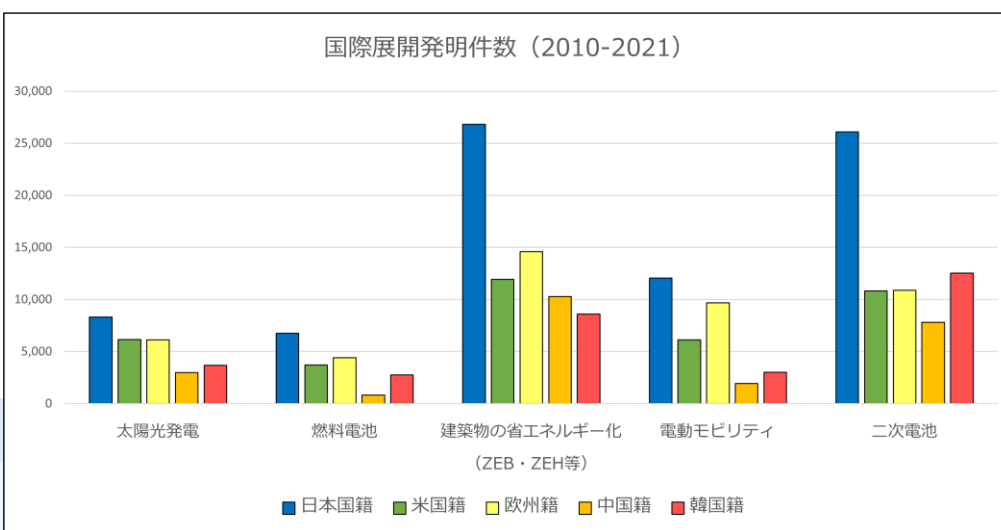
- GX技術区分のうち「太陽光発電」、「燃料電池」、「建物等の省エネルギー化（ZEB、ZEH等）」、「電動モビリティ」、「二次電池」、「高効率モータ・インバータ」、「電気二重層キャパシタ・ハイブリッドキャパシタ」、「非CO2温室効果ガス対策」において、**日本国籍の出願人による国際展開発明件数※が最も多い。**

（※）国際展開発明件数とは、複数の国・地域へ出願された発明の数。IPF（International Patent Family）と称されることもある。

- 2019年単年で見ると、エネルギー供給技術区分の過半において、中国籍の出願人による国際展開発明件数が上位3位に入っており、**中国籍の存在感が近年高まっている。**

主要なGX技術区分における国際展開発明件数

国際展開発明件数（2010-2021）



エネルギー供給技術区分における国際展開発明件数ランキング

	2010-2021					2019				
	日本国籍	米国籍	欧州籍	中国籍	韓国籍	日本国籍	米国籍	欧州籍	中国籍	韓国籍
太陽光発電	1	2	3	5	4	1	3	2	4	5
太陽熱利用	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
風力発電	3	2	1	4	5	4	2	1	3	5
地熱利用	3	2	1	4	5	5	2	1	3	4
水力発電	3	2	1	4	5	4	3	1	2	5
海洋エネルギー発電	5	2	1	3	4	4	3	1	2	5
バイオマス	3	1	2	4	5	4	2	1	3	5
原子力発電	3	1	2	5	4	5	1	2	4	3
燃料電池	1	3	2	5	4	1	3	2	5	4
水素技術	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4
アンモニア技術	3	2	1	4	5	3	2	1	4	5

オープンイノベーション促進のためのモデル契約書



- 「想定シーン」のもと、スタートアップと事業会社の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化できるような契約書の例を提示
- 「秘密保持契約」、「PoC契約（技術検証）」、「共同研究契約」、「ライセンス契約」、「利用契約」といった、複数の契約形態に対応



[スタートアップ×事業会社]

- 新素材編（Ver.2.0/2022年3月公表）
- AI編（Ver.2.0/2022年3月公表）

[大学×スタートアップ]

[大学×事業会社]

- 大学編（2022年3月公表）

出典：特許庁ウェブサイト「オープンイノベーションポータルサイト」

(<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>)



モデル契約書の実物とその特徴

秘密保持契約書

想定シーンを設定

(新素材)

想定シーン

1. 大学発スタートアップX社は、樹脂に添加することで放熱性能を金属並みに引き上げることができる新素材αの開発に成功した。新素材αは、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な用途に活用できる技術である。実際、多様な業種の企業が新素材αに関心を示している。
2. そうした中、自動車部品メーカーY社がX社に声を掛け、自動車の部材に関する共同研究開発を両社で行うことを検討するにあたり新素材αの技術情報(非公開の物性値、表面処理に関する情報)を開示するよう求めた。
3. X社がY社との取引で目指していることは、以下のとおりである。
 - ① 共同研究開発の対象は、Y社のマーケットシェアが高いヘッドライトカバーに当該素材を用いることに関するものとしたい。

想定シーンと前提条件が合わないケースでは、条項のチューニングも必要(モデル契約書は**ゴールド・スタンダード**ではない)

する物の発明など。)は特許出願済みである。ただし、ヘッドライトカバー用などの特定の製品を対象とした用途特許の出願はしていない。

⋮

第10条(期間)

第10条 本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とする。ただし、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示された秘密情報については、本契約の終了日から3年間、本契約の規定(本条本文を除く。)が有効に適用される。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ 契約期間のみならず、契約期間終了後に、どの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。契約期間が3か月など短く設定されていても、残存条項により10年など契約終了後も長期間に亘って秘密保持義務を負うケースもある。
- ・ 残存条項の期間は、厳しい交渉が行われる項目のひとつである。期間は2~3年とすることが多いが、ビジネスおよび開示される情報の性質(特に、対象となる秘密情報が陳腐化する期間。)により調整が必要である。製品のコアとなる技術情報などは比較的長期の保護が必要となる。

条項例を提示

条項の解説付き

条項の変更例も提示

第12条(裁判管轄)

第12条 本契約に関する紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

【変更オプション条項2:仲裁】

第12条 本契約に関する一切の紛争については、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により最終的に解決されるものとする。

※想定シーンや条項例の作成にあたっては、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」に記載の問題事例への対応についても考慮

標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きの改訂



- ・ 初版が公表された2018年以降の標準必須特許に関する裁判例や、内外の政府機関の公式声明等を踏まえ、意見募集の内容も反映して2022年6月に改訂。
- ・ 「生きた」手引きであり続けるよう、透明性の高い手続で今後も随時見直しを行う。

改訂のポイント

- ライセンス交渉を巡る論点をできるだけ客観的に整理し、規範の設定や、法的拘束力を持つものでないとの目的・位置づけを維持。
- 特許権者がライセンス交渉の際に提示する情報に関する記述を変更
 - ✓ クレームチャートの提供が一般的である旨の記載は維持しつつ、クレームチャートの提示は義務ではないとする裁判例（ドイツ）の存在を反映。
- サプライチェーンにおける交渉の主体に関する記述を変更
 - ✓ 特許権者は最終製品メーカーをライセンス交渉先としてよいとする裁判例（ドイツ）の存在を反映。
- 国際裁判管轄に関する新規セクションを追加
 - ✓ 一国の裁判所がグローバル・ロイヤルティレートを決定できるとする裁判例（英国、中国）の存在を反映。
 - ✓ 訴訟差止命令（ASI：Anti-Suit Injunction）を発出した裁判例（中国など）の存在を反映。
- 経済産業省の「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」への言及

標準必須特許のライセンス交渉に関する
手引き

第2版
(令和4年6月)

特許庁





社会課題×知財：I-OPENプロジェクト

- 社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等が、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、**知財を活用しながら、社会課題解決を目指すプロジェクト**。
- このプロジェクトを通じて生まれた、社会価値を共創するツールとしての知財の活用事例等を、**2025大阪・関西万博でも世界に情報発信するべく、国際会議の場でも積極的に情報発信中**。

I-OPEN

by Japan Patent Office



“I-OPEN Supporters”

知財専門家（弁理士・弁護士）、社会課題解決の専門家（デザイナー、社会起業家、経営者等）等

メンタリング等
による社会実装支援



I-OPENERを生み出す
コミュニティ

●コミュニティの構築
基盤づくりと中期ビジョン
策定を目指して実証中

●社会的価値の創出
伴走型支援を通じて、知財
を活用した社会課題の解決
を推進



●情報発信

I-OPENER

例えば、環境問題、ジェンダー平等、
貧困問題等の社会課題に取り組む
ソーシャル・イノベーター



- COMMUNITY GUIDEの公開
- フォーラム開催 など

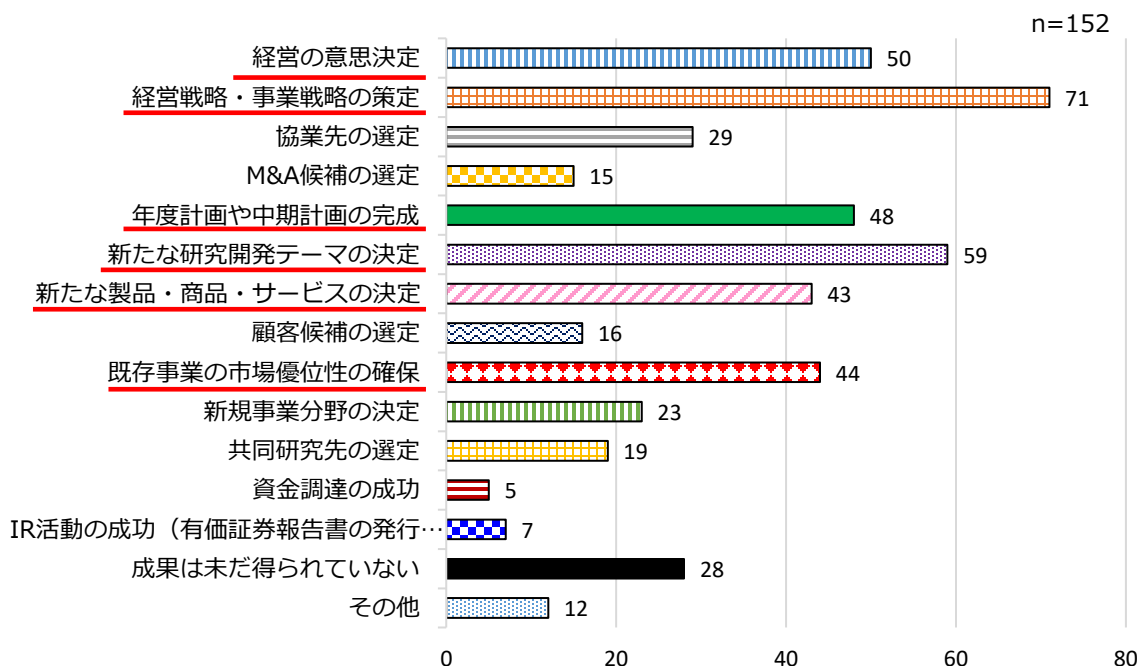
4. 知財エコシステムの今後の在り方

IPランドスケープによる知財ガバナンスの深化

- イノベーションの創出類型は多様化・複雑化しており、ビジネス環境が大きく変化する中、**これまで以上に、事業・経営戦略、知財戦略、研究開発戦略の一体化が必要。**
- IPランドスケープ（※）の実践は、経営の意思決定、経営戦略・事業戦略の策定、研究開発テーマや新製品・サービスの決定、市場優位性の確保など、**企業の戦略立案を一気通貫で支えるもの。**

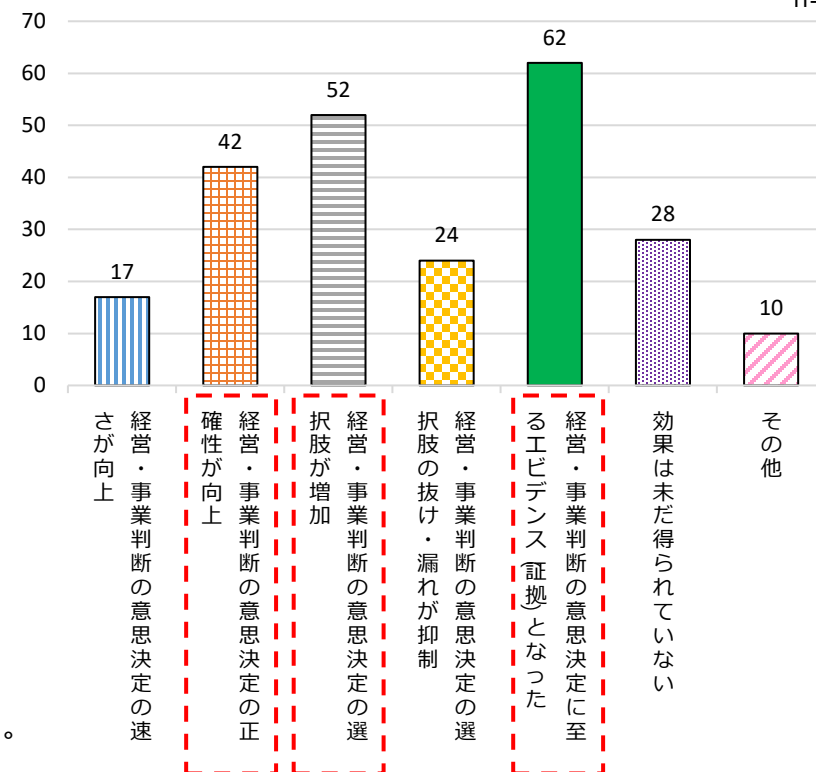
（※）IPランドスケープとは、（1）事業・経営情報に知財情報を組み込んだ分析を実施し、その分析結果（現状の俯瞰・将来展望等）を事業責任者・経営者と共有すること。その結果に基づいて、意思決定が行われること。

IPランドスケープの導入・実施により得られた成果



※IPランドスケープが実施できていると回答した152者による回答（複数回答可）。

IPランドスケープの導入・実施による効果 n=152

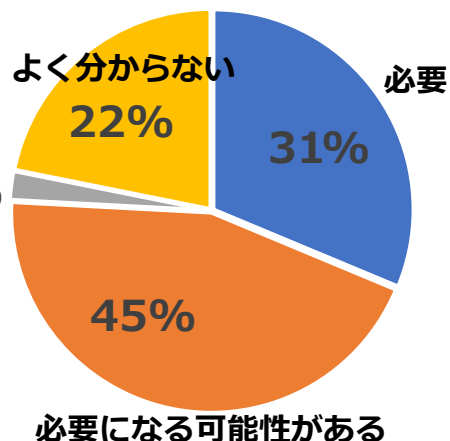


IPランドスケープによる知財ガバナンスの深化（続き）

- 一方で、企業においてIPランドスケープが必要と回答した者は**約8割**いるものの、十分に実施できている者は**約1割**であり、**必要性の認識と実施状況に大きなギャップが存在している**。
- IPランドスケープによる三位一体の経営戦略の深化には、（１）経営層の理解、（２）事業部門や研究開発部門等の関係部門との連携、（３）分析スキルを有する人材等が必要。

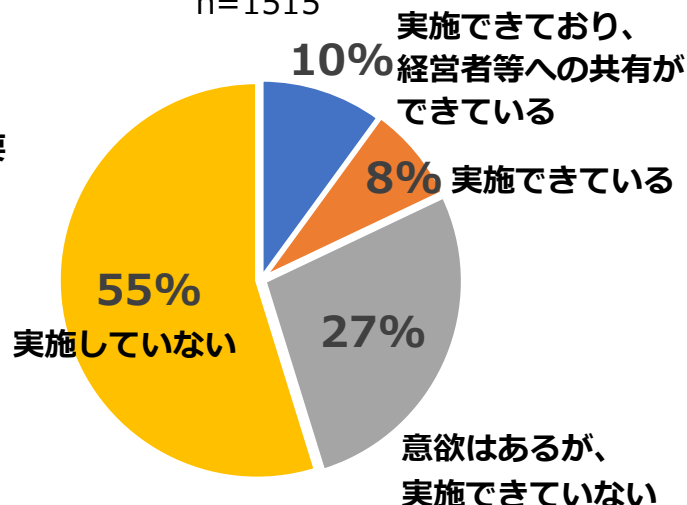
【必要性】

n=1515



【実施状況】

n=1515



目指すべき理想の姿

- **経営層の理解・ガバナンスの下、事業部門や研究開発部門等の関係部門が連携し、事業・経営情報に知財情報を組み込んだ分析結果に基づいて、事業・経営戦略、知財戦略、研究開発戦略が企画立案されること。**

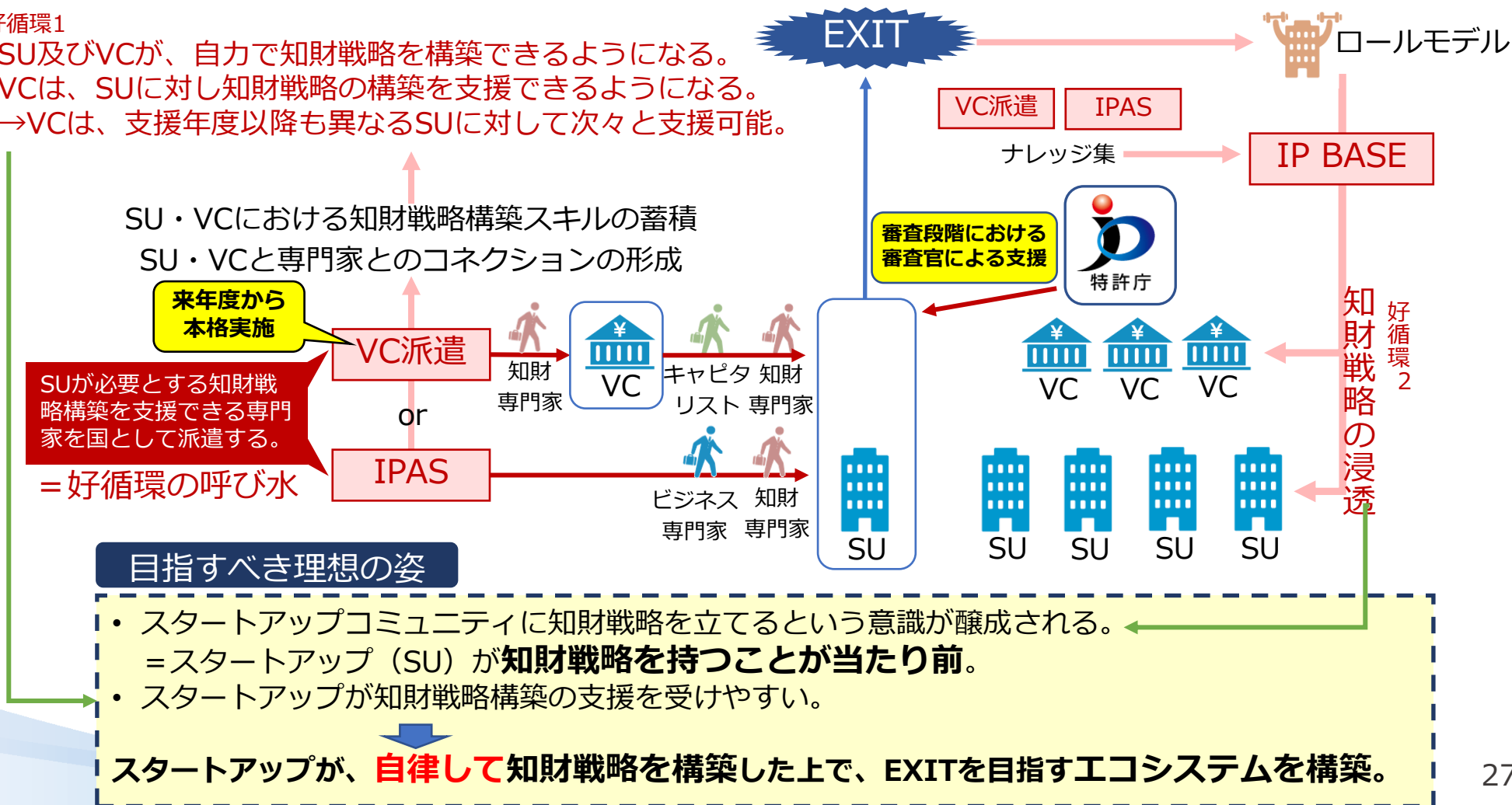
出典：令和3年3月 特許庁「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究報告書」

スタートアップ支援の強化（知財経営の定着と知財エコシステムへの包摂）

- 知財アクセラレーションプログラム（IPAS）及びベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣（VC派遣）を通じて、支援先企業のサポートのみならず、知財エコシステムの構築に貢献。

好循環1

- SU及びVCが、自力で知財戦略を構築できるようになる。
- VCは、SUに対し知財戦略の構築を支援できるようになる。
- VCは、支援年度以降も異なるSUに対して次々と支援可能。



(参考) スタートアップ支援に関する政府の動向

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(1) スタートアップ育成5か年計画の策定

- ・「イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。」
- ・「スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。」



スタートアップ育成5か年計画

（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議（第13回）資料）

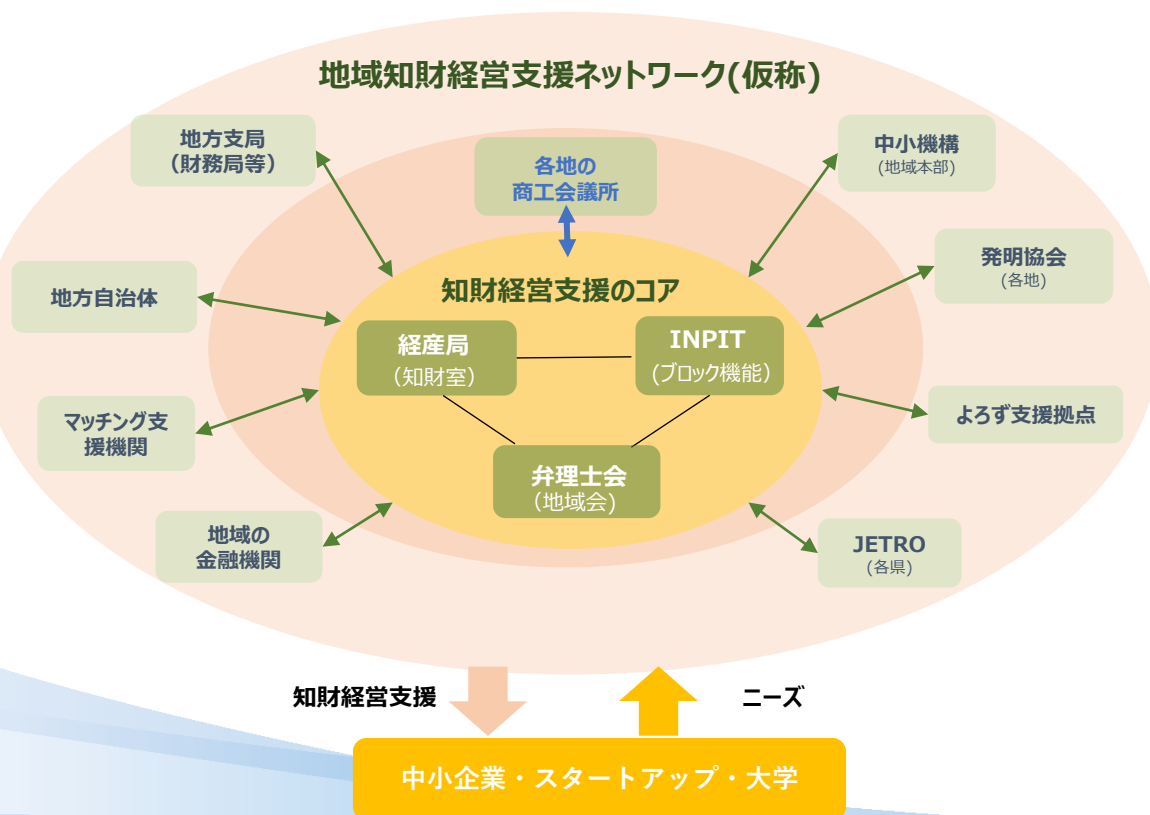
6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進

(4) スタートアップへの円滑な労働移動

- ・「スタートアップの事業化に向け、経営・法務・知的財産などの専門家による相談や支援を強化する。また、ベンチャーキャピタルを通じて知財戦略専門家をスタートアップにつなぐなどの支援を強化する。」

地域ブロックレベルでの支援強化(知財経営の定着と知財エコシステムへの包摂)

- イノベーションの促進のためには、その源泉である中小企業・スタートアップや大学を知財エコシステムに包摂することが不可欠。そのためには、**知財の創出現場に近い地域ブロックレベルでも支援を強化することが必要。**
- 支援にあたっては、知財経営の定着やシーズの戦略的な事業化等に向けて、**地域の特性やニーズに応じた支援を提供することが肝要であり、地域ブロックにおける各支援機関の連携により、必要な支援をパッケージとして提供することが重要。**



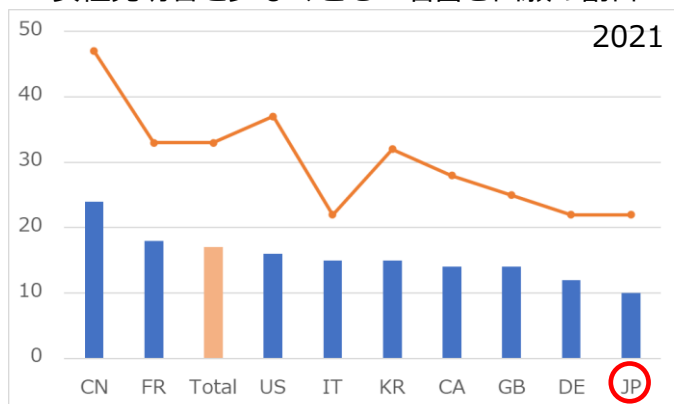
目指すべき理想の姿

- 各地域の状況に応じた形で**地域知財経営支援ネットワークを形成**し、地域におけるニーズの全体把握、情報の共有を図り、**事案にあった機関との連携した知財経営支援**を行い、**地域の稼ぐ力の向上**させる。

人材の多様性・包摂性によるイノベーションの促進

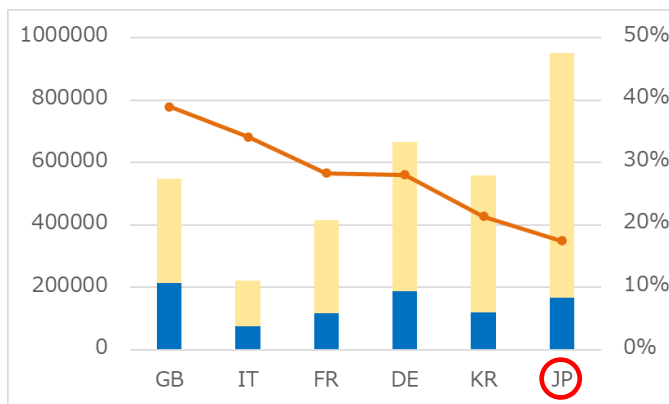
- イノベーションを創出するには、異なる属性（性別、年齢、国籍、価値観、キャリア、経験等）を有する人材の**多様性の強みを生かす**ことが重要であり、属性面での**人材多様性を高めるだけでなく、多様な人材を組織内に包摂する取組**が同時に行われることが不可欠。
- また、知財エコシステム全体として、多様な人材を新たに包摂することも肝要。

(PCT) 発明者における女性の割合・
女性発明者を少なくとも1名含む出願の割合



■ 発明者における女性の割合
● 女性発明者を少なくとも1名含むPCT出願の割合
出典：WIPO IP Statics Dataに基づき、特許庁作成

男女別研究者数と女性研究者の割合

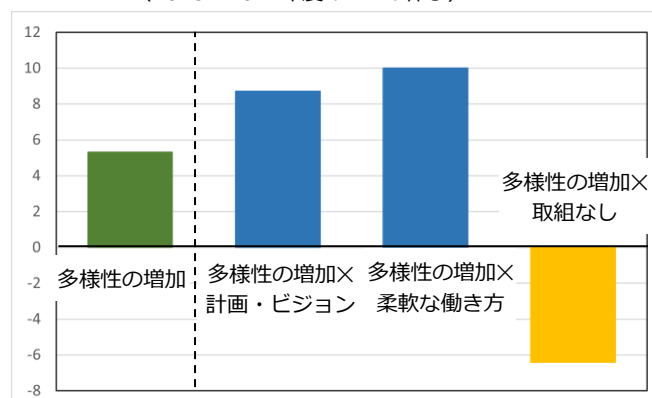


■ 女性研究者数 ■ 男性研究者数
● 女性研究者の割合

※日本は、2021年のデータ、韓国は、2020年のデータ
英国（見積値）、イタリア、ドイツは、2019年のデータ
フランスは、2017年のデータ（暫定値）

出典：文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2022」
に基づき、特許庁作成

多様性が生産性に与える影響
(2013～2017年度のTFPの伸び)



出典：内閣府「令和元年度 経済財政白書」に基づき、
特許庁作成

目指すべき理想の姿

- 各組織及び知財エコシステムに、イノベーションに寄与するような**多様な人材を包摂する環境の整備。**

知財を通じた環境問題の解決への貢献

- 気候変動問題を始めとする環境問題の解決には、GX技術の研究開発の促進が不可欠であり、そのためには、**着実な権利設定を通じた発明へのインセンティブ付与や、GX技術の動向を特許情報に基づき俯瞰可能とすることが重要。**
- 加えて、ESG投資の拡大等を踏まえると、自己の**GX技術に対する取組や技術優位性を、企業等が価値創造ストーリーとともにエビデンスベースで説明・開示できるようになることで、更なる投資を呼び込む好循環を生むことが肝要。**

GXTIの特徴



**5つのGX技術と横断的な4つの視点で、
GX技術を俯瞰**



**公表された特許検索式で、
誰でも、同じ条件で、調査可能**

- 検索式に出願人名を含めることで、出願人毎のデータ取得も可能。
- 大区分、中区分、小区分を備えた階層構造により、目的に応じた調査が可能。



**国際特許分類（IPC）に基づく式で
世界中の文献が検索可能**

目指すべき理想の姿

- GX技術の動向を踏まえた、事業・経営戦略、知財戦略、研究開発戦略が立案されるとともに、GX分野における技術優位性等を価値創造ストーリーと併せてグローバルにアピール可能となることで、**企業等の経済的価値及び社会的価値が向上すること。**
- それにより、気候変動問題を始めとする**環境問題の解決のためのイノベーションが促進**されること。

5. 特許庁の今後の取組

知財エコシステムの協創に向けた今後の取組について

- 特許庁のみが提供し得るサービス（例：世界最速・最高品質の審査）を深化させながら、知財エコシステムの課題については、「**知財ガバナンスの深化**」及び「**包摂的なイノベーション**」の**2つの観点から**、特許庁の強みを活かしたアプローチを推進する。
- 国内外のビジネス環境や技術革新など知財エコシステムを取り巻く環境が絶えず変化している中、イノベーションを創出し続けるレジリエントな知財エコシステムを構築するために、**特許庁の強みを活かした今後の取組として期待されるものは何か。**

1 知財ガバナンスの深化

- GXTIの活用やIPランドスケープの実践を始めとする、先駆的な取組を行う大企業、中小企業、スタートアップをモデルケースとして他の企業に横展開することや、取組を進める上での留意点の普及啓発を引き続き行う。
- 中小企業やスタートアップへの知財専門家等の派遣や、地域ブロックの支援機関の連携による知財経営支援を通じて、これら企業における知財経営の定着に向けた取組を強化する。

具体的な取組例

- 令和5年度は、知財部門を含む企業内チームと経営層との十分な意思疎通・連携による、中長期的な事業成長に資する知財戦略の策定や、IR部門等とも連携した企業価値向上に資する知財戦略の開示の在り方に関する検討を通じて、知財経営の浸透に必要な事項を調査研究予定。
- スタートアップ育成5か年計画に基づき、知財アクセラレーションプログラム（IPAS）及びベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣（VC派遣）を通じて、引き続きスタートアップにおける知財経営の定着を図る。
- GXTIを用いて行ったGX関連技術の特許情報分析の結果を公表する。また、GXTIの国際展開に向けた取組を進める。
- 地域知財活性化行動計画や知財活用アクションプランに基づき、地域ブロックの支援機関の連携により、中小企業・スタートアップ及び大学の知財経営支援を強化する。

知財エコシステムの協創に向けた今後の取組について（続き）

2 包摂的なイノベーション

- 中小企業・スタートアップ・大学等に知財専門家等の派遣を行う各種取組を通じて、これら企業・大学を自律して知財戦略を策定する主体として、知財エコシステムへの包摂を進める。
- 各組織や知財エコシステムに参加する人材に着目して、多様性及び包摂性を高める取組を検討する。

具体的な取組例

- 知財アクセラレーションプログラム（IPAS）、ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣（VC派遣）及び地域ブロックの支援機関の連携による中小企業・スタートアップ及び大学の知財経営支援の強化を通じて、支援先企業・大学の知財エコシステムへの包摂を進める。
- 大学に対し研究シーズから社会実装に至る支援をより円滑かつ効率的に実施するため、特許庁の知財戦略デザイナー派遣事業及びINPITの産学連携・スタートアップアドバイザー事業を発展的統合して、INPITにおいて一括実施する。
- 大学発スタートアップによる事業化を予定している大学等が、日本出願を基礎として海外への特許出願を行う際の費用の補助を拡大する。具体的には、令和5年度から出願費用に加えて、中間処理の費用も補助の対象とする予定。
- 中小企業・スタートアップ、大学等に対する審査官によるプッシュ型支援を検討する（資料3参照）。
- 競争的な公的資金が投入され、革新的技術の研究開発を行うプロジェクト（ナショナルプロジェクト）に対する支援について、知的財産プロデューサーのより積極的な関与を検討する。
- パテントコンテスト・デザインコンテストの受賞者に対してイノベーターとの対話の機会を提供するなど、生徒・学生等の知的財産マインドの向上を推進する。
- 人材の多様性や包摂性のイノベーション／発明への貢献について調査研究を行い、好事例について情報発信する。
- 調査研究を通じて、大学内研究者等に対して、起業・社会実装前の早い段階からの知財意識・実践的スキル（例、J-PlatPatを用いた知財情報の利活用スキル）の向上に資する研修プログラムを整備する。